平成２０年（フ）第６９８号
兵庫県赤穂郡上郡町山野里888番地の１
債務者　高見　幸子
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第２１５４号
広島県東広島市八本松東３丁目７番２―301号谷口ビル
債務者　休東　京子
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１０３号
広島市安佐南区中須１丁目27番18号
債務者　小粥　康広
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１０４号
広島市安佐南区中須１丁目27番18号
債務者　小粥　康正
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３５２号
広島市西区中広町２丁目13番８―403号
債務者　中野　康徳
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９５号
広島市中区舟入町１番12―702号
債務者　清水あゆみ（旧姓越智）
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４１３号
広島市安佐北区落合４丁目15番16―307号
債務者　西川　　君
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４６３号
広島市東区戸坂新町２丁目24番20―510号
債務者　久野　由紀
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４７０号
広島市南区宇品御幸１丁目15番18号
債務者　田村加代子
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８７号
広島市南区東雲本町１丁目12番21―301号
債務者　恵美　昌子
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７７５号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目37番25号
債務者　土井　末治
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７７６号
福岡県久留米市東合川３―２―20―305、住民票上の住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目37番25号
債務者　土井　　公
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９４号
大分市坂ノ市中央３丁目16番27号カーサ・パトリアＢ102
債務者　能島　早苗
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５０７号
大分市中島西１丁目５番12号グリーンヒル中島西603
債務者　河野　　忠
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５０８号
大分市中島西１丁目５番12号グリーンヒル中島西603
債務者　河野麻由美
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７６号
千葉県茂原市上林48番地９
債務者　工藤　幸恵
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
山梨県南アルプス市下市之瀬1255番地５
債務者　赤井　龍一
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
山梨県甲府市住吉３丁目22番８号　津島荘Ａ―１
債務者　遠藤　昌幸
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係